## 刑 事 財 改基金 の支出に関する規 崱 (規則第百三十 四号) 中 部

小 年 事 財 政 基 金  $\overline{\mathcal{O}}$ 支出 iz 関 す んる規 則 規 則 第 百 三十四 号)  $\mathcal{O}$ \_ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ように 改正 す

項 る を加 ことを える いの う。 以四 デ 垣 单 同 )° 録謄写を を」に こを 改 め、 、「記録 たの だしり 書 書中「記! 録は 謄 記 写 録 に」を を写真 機 記 で 録撮 の影 謄写 て に」に、その画 改めを め、同様を印刷 条 又 なは 次 印 の画

含もの ) により 一事件措 に置助 五万円、対象と 五万円を加算なされなかった 算して支出するものとするった場合又は観護措置が取事件の弁護人であった者又 る。取りは 消 さ添 れ  $\mathcal{O}$ た場合に (援 0 い助 ての は、開始 決定前 前各 頃に  $\mathcal{O}$ )活動を

する 弁護 人及び  $\mathcal{O}$ 助 金は国 選 八又は国選付け次の各号には 付 人 5 Ø 報酬 掲 す 基 げ Ź 準 弁 同 -では 援 す  $\otimes$ る現 制在 度  $\mathcal{O}$ に国 要選

- と現に支払った場合は、謄 カラー階写の枚数一枚につき、カラー 二ンターが当該国選弁護人等に対して支給を決っ ついて、当事者鑑定(国選弁護人が専門家に依頼して行う鑑定に関す でいて、当事者鑑定(国選弁護人が専門家にを、 鑑定、筆跡鑑定、検察官立証に対するマード成費用、鑑定意見の聴取について 日当、交通費等をいう。) 補助金が支出される 犯人性、事生 認める ときは、 低い額) セ のる費用しる費用 a。) から -謄写」と 枚 護 目い う 数 事の 本司 うち一件費の用 法支援という。記録の記録のという。 ) ずに
  - 作鑑つ とし ての 人 (その打) の打きの費用の費用 た り打 の合同 上せ を含む )を実施する場合の 額を三十万 た、工学鑑点がに該当点がに該当点がに該当点がに該当点がある。 円と とし、 鑑定書等の 四家等N件に

被疑者又は被告人と認められる事件 他公訴 事実に 関連 L た争点  $\mathcal{O}$ <u>\frac{1}{2}</u> 証  $\mathcal{O}$ ため に当事 者鑑 定が 必 要である

- 口  $\mathcal{O}$ 5情状又 んは量 刑 に影 響を及ぼ す 情状 関連 事 実の 立 証  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$ 当事者鑑 定が必 要で あ る
- も選 ガ護人若しくは刑吏 取調べ等への弁護 取調べ等へのめられる事件 の又は被 計た 弁は 場合に 護報酬 額 刑事被疑者弁護援  $\mathcal{O}$ 上 を受け 告 0 成は、一事は一人国選弁書 刑事 実調一、 ず 要被疑い ĸ 立等件の護 同節 ちへにイ事 一事者立会 会のつか件事 援 十万 象と 助び とき 一日当たりニF 人の立会いを申し入れ 十万円とする。 までに掲げる区分に までに掲げる区分に までに掲げる区分に までに掲げる区分に なる。 選 事件の ・実現に 分弁解録取 この私選4 Ĺ つ弁助 こくは同一事がた者であった者であった。 被疑な からハ ま 取 で 作ので、 に調 者費 定める額。たいの私選弁護・ 国用 被 (選弁護・被疑者の を発養事件) , う。) ただし 入 釈 件 国 が放後に、 田選弁護事 を辞 国選弁 に 任 口関 事 及びハ な新護件 ないった 私たに 私に 人若して活動 たれる して活動 たれる して 国選

書 で調べ等である。 ŋ 万れ き 事 件 に 0 11 7 \_ 口 限 り 三

- に
- 取 取 上し 取調 室外 へのなり、現実に、取調が、 者 ίż 弁護士 滞 又 は 在 被 L て、 告の <u>\frac{1}{2}</u> 会い 被疑者 ĸ 助言  $\mathcal{O}$ マスは被告してきるよう 申 入 れが拒否され 八に助ける 言できるよう待機し機したとき(身体拘 心したとき (身体がた場合で、取調が た場合に ベ たときを含ない。 等 いか む る事件で  $\smile$ 一に時 日おま 当されていていまで取ります。 りは調一、客 万五 一外に 千 間 滞
- り 会に 留対の円以在 がす なさ補 れ助 金 な金 並から 5, た場 支 出 <sup>®</sup>合の その の 活 対 法 象と 動 律 動に対する#などなる事は保援助事業 業に 費件 用の関 の逮 す 補捕 る規程第二条第 助金は飛段階に お - V 事件につ  $\overline{\phantom{a}}$ 号の ソンスエス 刑 事 被 万判 疑者弁護 円を支出する程に意見書も るを 事 もの出 することに する す 弁 ょ

らの

- 定し た の条 距離に応じ 五の 本の 基次 金に からいたの 次 外の各号に掲げ! 前条第一号の# 前条 条第加 一え 号る キロメ 専用の のほ 区か 公に応じ、遠隔地の  $\mathcal{O}$ 当該各号にかの移動に伴うな 定 費 んめる 用 لح 額 Ū を支出 て、 す £ 合理 的 な 経路 ゔ
- /道五十キロ/ メロ メ 1 以ル 以上五十五人以上五十 1 ルル 未満 八八八千日 円
- ル 未満

- ル 未満 一万二千 甴
- 千円を支出する。本基金から、前条第一号及び前項四 片道百キロメートル以上 一万四 片道百キロメートル以上 一万 及び前項の費用のほと一万六千円 ほ か、 船 船又は 飛行 機  $\mathcal{O}$ 利用 が不可 欠の場合 は、 そ  $\mathcal{O}$ 費用とし て、 兀

び第八項、第三条中 中 第二条の 七並びに前条」に改める。 び第八項」 を 第二条の Ŧį. 第二条の六第三項から第五項まで及

- 行する。 第二条の二第四項 附 則 |項及び 第五項 (新設) 並びに第二条の五から第三条までの改正規定は、 令和六年四 月一 日 から施
- 2 改正後の第二条の七第二号の規定は、令和六年四月一日以降に選任された国選弁護人に係る補助金の申請から適の申請から適用する。改正後の第二条の七第一号の規定は、令和六年四月一日以降に選任された国選弁護人及び国選付添人に係る補助が正後の第二条の五の規定は、令和六年四月一日以降に行われた初回接見及び初回面会について適用する。改正後の第二条の二第四項及び第五項並びに第二条の八の規定は、令和六年四月一日以降の援助事業利用申込みがら適用し、同日前に受理した援助事業利用申込みについては、なお従前の例による。
- 5 金 4 3
- 6 改正 後の第二条の七第三号の規定は、 令和六年四月 \_ 日以降に行われた活動について適用する。